

広島県告示第四十一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島観音マリーナの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地		
株式会社ひろしま港湾 管理センター 代表取締役 甲田 良 憲	広島市南区宇品海岸一 丁目一三番一三号	令和八年一月一五日	令和八年四月一日～ 令和一八年三月三十一日